



令和7年度（令和6年度実施） 島根県公立学校教員採用候補者「一般選考試験」 実施要項

島根県教育委員会
〒690-8502 松江市殿町1番地
TEL (0852) 60-0766
島根県教育委員会ホームページ
<https://www.pref.shimane.lg.jp/kyoikuiinkai/>

○試験の目的	この試験は、令和7年度に島根県公立学校教員として採用する候補者を選考するために行います。
○受付期間	令和6年4月12日（金）9時00分～ 令和6年5月27日（月）17時00分
○申込方法	専用ホームページから申し込みを行ってください。 詳しくは10ページ及び18～19ページをご覧ください。
○第1次試験日	令和6年7月6日（土）
○第1次試験合格発表	令和6年7月24日（水）
○第2次試験日	令和6年8月17日（土）～8月28日（水）のうち指定する日
○第2次試験合格発表	令和6年9月27日（金）

島根県は「教職員の働き方改革」を進めています

島根県教育委員会と県内市町村教育委員会は、教職員が心身ともに健康で、子どもたち一人ひとりに向き合いながら教育活動を行っていただけるよう、「教職員の働き方改革」を進めています。

令和5年12月22日、全国で初めて、県及び全19市町村教育委員会の教育長が、勤務時間内の電話対応や登下校時の見守りの協力など保護者・地域の皆さまにお願いしたいことを具体的にまとめた「共同メッセージ」を採択し、発表しました。

働き方改革について
詳しくはこちらから
学校企画課HP ⇒

島根県内教育長 共同メッセージ - 保護者・地域の皆さまへ -

教職員の「働き方改革」にご理解・ご協力をお願いいたします。

教職員には、様々な人権や命、教育の現場といった責任を担い、子どもたちのために尽力していただいております。そして、その責任を全うするため、教職員の心身の健康は不可欠です。

一方、教職員の働き方の状況を見直し、保護者としてあるもの、安心な教育現場の確保が求められており、登下校時の見守り、電話対応、教職員の心身の健康を確保できない事象も発生しています。

「働き方改革」によって、こうした状況を打開するとともに、働き方改革を通じて、教職員の働き方の改善、保護者・地域の皆さまとの連携、見守りの協力、電話対応、教職員の心身の健康を確保する取り組みを行っています。

このため、保護者・地域が協力して「働き方改革」に取り組んでいただきますので、何卒ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ご協力いただきたいこと

(実施する取組や時期は、市町村・学校によって異なることもあります。)

学校へのお電話は、緊急時を除き、可能な限り勤務時間内をお願いします。

教職員の勤務時間は、学校によって異なりますが、概ね平日8時から午後5時までです。
なお、学校の電話回線は保護者さまに連絡が取れる時間帯に行うことがあります。

登下校については、引き続き、ご家庭・地域での見守りにご協力をお願いします。

子どもたちの安全な登下校のため、引越、引っ越し、ご家族の転居など、また、校外生活についてもご家庭でのご協力をお願いします。

地域・学校の連携を推進するためにも、学校へ参加を求める会合・行事のうち可能なものについては、平日・勤務時間内の開催もご検討ください。

学校によっては、学校が開催する会合についても、参加者もが参加しやすい時間帯の工夫を進めます。

島根県教育委員会教育長 松江市教育委員会教育長 浜田市教育委員会教育長 出雲市教育委員会教育長 島田市教育委員会教育長
大田市教育委員会教育長 安芸市教育委員会教育長 江津市教育委員会教育長 雲南市教育委員会教育長 島根県教育委員会教育長
隠岐市教育委員会教育長 川本町教育委員会教育長 浜田町教育委員会教育長 浜田町教育委員会教育長 島根県教育委員会教育長
吉野川町教育委員会教育長 湯郷町教育委員会教育長 湯郷町教育委員会教育長 湯郷町教育委員会教育長 湯郷町教育委員会教育長
湯郷町教育委員会教育長 湯郷町教育委員会教育長 湯郷町教育委員会教育長 湯郷町教育委員会教育長 湯郷町教育委員会教育長

令和5年12月22日 共同メッセージ 於 島根県教育委員会

お問い合わせ：島根県教育庁学校企画課 TEL 0852-22-6671

1 出願資格

次の(1)～(3)の全てに該当する者が出願できます。

- (1) 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格事由に該当しない者
- (2) 昭和40年4月2日以降に生まれた者
- (3) 「3 要件」に定める教員免許状等の資格を有する者

2 募集区分等

【一般枠】

校種・職種	募集区分		教科(科目等)	募集人数	
小学校 教諭	A	全県		130名程度	150名程度
	B1	勤務地域限定	石見地域	20名程度	
	B2		隠岐地域		
	C	数理	全県	(12名程度) ※全県及び勤務地域限定の募集人数を含む	
	D1	数理 勤務地域限定	石見地域		
	D2		隠岐地域		
	U	英語	全県	(10名程度) ※全県及び勤務地域限定の募集人数を含む	
	V1	英語 勤務地域限定	石見地域		
	V2		隠岐地域		
W	特別支援教育担当		(若干名) ※全県の募集人数を含む		
中学校 教諭	E	全県	国語、社会、理科、英語	各13～18名程度	110名程度
			数学、保健体育	各10～15名程度	
			音楽	6～8名程度	
			美術	4～6名程度	
			技術	2～4名程度	
			家庭	3～5名程度	
	F1	勤務地域限定	石見地域	24名程度 ※各教科の募集人数は1～3名程度	
	F2		隠岐地域		
G	特別支援教育担当		(若干名) ※全県の各教科の募集人数を含む		
K	社会人を対象とした選考		(若干名) ※全県の各教科の募集人数を含む		
高等学校 教諭	H	全県	国語	2～4名程度	40名程度
			地理歴史及び公民	3～5名程度 ※うち、地理1～2名程度	
			数学	2～4名程度	
			理科(物理・化学・生物)	3～5名程度	
			英語	2～4名程度	
			芸術(音楽・美術)	1～3名程度	
			保健体育	2～4名程度	
			家庭	1～3名程度	
			情報	1～3名程度	
			農業(食品・園芸)	1～3名程度	

校種・職種	募集区分		教科(科目等)	募集人数		
高等学校 教諭	H	全県	工業(電気・機械)	2～4名程度		
			商業	2～4名程度		
			水産(漁業・機関)	2～4名程度		
	J	勤務地域限定 (採用から継続して 10年以上勤務)	隠岐地域	国語、地理歴史及び公民、数学、理科(物理・化学・生物)、英語、芸術(音楽・美術)、保健体育、家庭	(若干名) ※全県の各教科の募集人数を含む	40名程度 (再掲)
L	社会人を対象とした選考		情報、農業(食品・園芸)、工業(電気・機械)、商業、水産(漁業・機関)	(若干名) ※全県の各教科の募集人数を含む		
M	助教諭として採用する選考		工業(電気・機械)	(若干名) ※全県の各教科の募集人数を含む		
特別支援 学校教諭	N	小学部			15名程度	
	O	中学部		技術	10名程度	
	P	中学・高等部		国語、社会及び地理歴史、数学、理科、英語、音楽、美術、保健体育、家庭		
	Q	高等部		情報		
養護教諭	R	全県			10名程度	
栄養教諭	S	全県			1名程度	2名程度
	X	勤務地域限定	隠岐地域		1名程度	
全校種・全職種	T	障がいのある方を対象とした選考			3名程度	

【特別枠】

(1) 島根創生特別枠

校種・職種	募集区分		教科(科目等)	募集人数
小学校 教諭	A	全県		20名程度 ※一般枠の募集人数を含む
	C	数理	全県	
	U	英語	全県	
	W	特別支援教育担当		
中学校 教諭	E	全県		10名程度 ※各教科の募集人数は1～2名程度 ※一般枠の募集人数を含む
	G	特別支援教育担当		国語、社会、数学、理科、英語、音楽、美術、保健体育、技術、家庭
特別支援 学校教諭	N	小学部		3名程度 ※一般枠の募集人数を含む

(2) 第84回国民スポーツ大会(愛称:島根かみあり国スポ)競技力向上枠

校種・職種	募集区分		教科(科目等)	対象競技	募集人数
中学校 教諭	E	全県		保健体育	体操競技 若干名 ※一般枠の募集人数に含まない
高等学校 教諭	H	全県			
特別支援 学校教諭	P	中学・高等部			

※ 特別枠の出願者は、一般枠への出願はできません。

3 要件
【一般枠】

校種・職種	募集区分	要件
小学校教諭	A	小学校教諭普通免許状の所有者
	B 1	次のア及びイの要件を満たす者 ア 小学校教諭普通免許状の所有者
	B 2	イ B 1：石見地域（大田市・江津市・浜田市・益田市・邑智郡・鹿足郡）に限って勤務できる者 B 2：隠岐地域（隠岐郡）に限って勤務できる者
	C	小学校教諭普通免許状及び中学校教諭普通免許状「数学」又は「理科」の所有者
	D 1	次のア及びイの要件を満たす者 ア 小学校教諭普通免許状及び中学校教諭普通免許状「数学」又は「理科」の所有者
	D 2	イ D 1：石見地域（大田市・江津市・浜田市・益田市・邑智郡・鹿足郡）に限って勤務できる者 D 2：隠岐地域（隠岐郡）に限って勤務できる者
	U	小学校教諭普通免許状所有者で、次のア～オのいずれかの要件を満たす者 ア 中学校教諭普通免許状「英語」又は高等学校教諭普通免許状「英語」の所有者 イ 令和7年3月31日時点で2年以上の外国語指導助手（ALT）の経験者 ウ 海外大学又は青年海外協力隊若しくは在外教育施設等で、令和7年3月31日時点で2年以上の英語を使用した海外留学・勤務経験のある者 エ CEFR B2相当（英検準1級程度）以上の英語力を有する者 オ 上記の他、高い英語指導力があると認められる者（第1次試験前に口頭試験を実施し、要件の有無を判断）
	V 1	小学校教諭普通免許状所有者で、次のア～オのいずれかの要件を満たし、カに該当する者 ア 中学校教諭普通免許状「英語」又は高等学校教諭普通免許状「英語」の所有者 イ 令和7年3月31日時点で2年以上の外国語指導助手（ALT）の経験者 ウ 海外大学又は青年海外協力隊若しくは在外教育施設等で、令和7年3月31日時点で2年以上の英語を使用した海外留学・勤務経験のある者 エ CEFR B2相当（英検準1級程度）以上の英語力を有する者
	V 2	オ 上記の他、高い英語指導力があると認められる者（第1次試験前に口頭試験を実施し、要件の有無を判断） カ V 1：石見地域（大田市・江津市・浜田市・益田市・邑智郡・鹿足郡）に限って勤務できる者 V 2：隠岐地域（隠岐郡）に限って勤務できる者
W	次のア及びイの要件を満たす者 ア 小学校教諭普通免許状及び盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学校教諭普通免許状の所有者 イ 特別支援教育担当教員として勤務できる者	
中学校教諭	E	中学校教諭普通免許状（国語、社会、数学、理科、英語、音楽、美術、保健体育、技術、家庭）の所有者
	F 1	次のア及びイの要件を満たす者 ア 中学校教諭普通免許状（国語、社会、数学、理科、英語、音楽、美術、保健体育、技術、家庭）の所有者 イ 石見地域（大田市・江津市・浜田市・益田市・邑智郡・鹿足郡）に限って勤務できる者
	F 2	次のア及びイの要件を満たす者 ア 中学校教諭普通免許状（国語、社会、理科、英語、音楽、保健体育）の所有者 イ 隠岐地域（隠岐郡）に限って勤務できる者
	G	次のア及びイの要件を満たす者 ア 中学校教諭普通免許状（国語、社会、数学、理科、英語、音楽、美術、保健体育、技術、家庭）及び盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学校教諭普通免許状の所有者 イ 特別支援教育担当教員として勤務できる者
	K	次のア及びイの要件を満たす者 ア 学士若しくは短期大学士の学位を取得した者 イ 出願する教科の中学校教諭普通免許状を有しない者で、出願する教科に関する社会的実務経験を概ね3年以上有する者

校種・職種	募集区分	要件
高等学校教諭	H	高等学校教諭普通免許状（国語、地理歴史及び公民、数学、理科、英語、音楽、美術、保健体育、家庭、情報、農業、工業、商業、水産）の所有者 <ul style="list-style-type: none"> 高等学校教諭「地理歴史及び公民」については、高等学校教諭普通免許状「地理歴史」と「公民」両方の所有者（高等学校教諭普通免許状「社会」の所有者も出願可） 高等学校教諭「水産（漁業・機関）」については、高等学校教諭普通免許状「商船」の所有者も出願可
	J	高等学校教諭普通免許状（国語、地理歴史及び公民、数学、理科、英語、音楽、美術、保健体育、家庭）の所有者で、採用から継続して10年以上隠岐地域（隠岐郡）に勤務できる者 <ul style="list-style-type: none"> 高等学校教諭「地理歴史及び公民」については、高等学校教諭普通免許状「地理歴史」と「公民」両方の所有者（高等学校教諭普通免許状「社会」の所有者も出願可）
	L	出願する教科の高等学校教諭普通免許状を有しない者で、出願する教科に関する社会的実務経験（実習助手勤務経験を含む：高専・短大・大学卒、大学院修了の者は概ね3年以上、高校卒の者は概ね5年以上）を有する者〔特別免許状による採用〕 <ul style="list-style-type: none"> 上記要件を満たす者のうち高等学校教諭普通免許状（情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習）の所有者も出願可
	M	高等学校教諭普通免許状を有しない者で、大学（電気・機械）の正規の課程（教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程認定を受けたものに限る）を卒業又は令和7年3月末までに卒業見込の者で、工業の関係科目について58単位以上を修得又は修得見込の者〔臨時免許状による採用〕
特別支援学校教諭	N	盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学校教諭普通免許状の所有者で、かつ小学校教諭普通免許状の所有者
	O	盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学校教諭普通免許状の所有者で、かつ中学校教諭普通免許状「技術」の所有者
	P	盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学校教諭普通免許状の所有者で、かつ出願する教科の中学校教諭普通免許状と高等学校教諭普通免許状両方の所有者
	Q	盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学校教諭普通免許状の所有者で、かつ高等学校教諭普通免許状「情報」の所有者
養護教諭	R	養護教諭普通免許状の所有者
栄養教諭	S	栄養教諭普通免許状の所有者
	X	次のア及びイの要件を満たす者 ア 栄養教諭普通免許状の所有者 イ 隠岐地域（隠岐郡）に限って勤務できる者
全校種・全職種	T	（障がいのある方を対象とした選考） 募集区分A～S、U～Xにおいて、採用を希望する区分の定める要件を満たし、次のア～ウに掲げるいずれかの手帳等の交付を受けている者 ア 身体障害者手帳 イ 精神障害者保健福祉手帳 ウ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、児童相談所、障害者職業センター、精神保健指定医による知的障がい者であることの判定書 ※ 上記の手帳等は出願時及び受験日当日において有効であることが必要

※ 「3 要件」内の「普通免許状」とは、教育職員免許法に規定する教員免許状（令和7年4月1日時点で有効な免許状）に限ります。

また、令和7年3月31日までに教員免許状取得見込の者も所有者とみなします。

※ 募集区分U、V1、V2の「オ」に該当する者への第1次試験前の口頭試験については、令和6年6月3日（月）までに日程等の詳細を連絡します。

【特別枠】

(1) 島根創生特別枠

校種・職種	募集区分	要件
共通		次の①～④の全ての要件を満たす者 ① 島根大学教育学部（教職大学院を含む）又は島根県立大学人間文化学部の在籍者で、当該大学の学長から推薦を受けた者 ② 島根県内の国公私立の高等学校（松江工業高等専門学校を含む）又は特別支援学校高等部を卒業した者 ③ 島根県公立学校教員となることを第一志望とする者 ④ 令和7年4月1日付けで島根県公立学校に勤務できる者
小学校教諭	A	小学校教諭普通免許状の所有者
	C	小学校教諭普通免許状及び中学校教諭普通免許状「数学」又は「理科」の所有者
	U	小学校教諭普通免許状所有者で、次のア～オのいずれかの要件を満たす者 ア 中学校教諭普通免許状「英語」又は高等学校教諭普通免許状「英語」の所有者 イ 令和7年3月31日時点で2年以上の外国語指導助手（ALT）の経験者 ウ 海外大学又は青年海外協力隊若しくは在外教育施設等で、令和7年3月31日時点で2年以上の英語を使用した海外留学・勤務経験のある者 エ CEFR B2相当（英検準1級程度）以上の英語力を有する者 オ 上記の他、高い英語指導力があると認められる者（第1次試験前に口頭試験を実施し、要件の有無を判断）
	W	次のア及びイの要件を満たす者 ア 小学校教諭普通免許状及び盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学校教諭普通免許状の所有者 イ 特別支援教育担当教員として勤務できる者
中学校教諭	E	中学校教諭普通免許状（国語、社会、数学、理科、英語、音楽、美術、保健体育、技術、家庭）の所有者
	G	次のア及びイの要件を満たす者 ア 中学校教諭普通免許状（国語、社会、数学、理科、英語、音楽、美術、保健体育、技術、家庭）及び盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学校教諭普通免許状の所有者 イ 特別支援教育担当教員として勤務できる者
特別支援学校教諭（小学部）	N	盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学校教諭普通免許状の所有者で、かつ小学校教諭普通免許状の所有者

(2) 第84回国民スポーツ大会（愛称：島根かみあり国スポ）競技力向上枠

校種・職種	募集区分	要件	対象競技（再掲）
共通		次の①又は②のいずれかの要件を満たす者。ただし、競技者としての実績は、過去5年程度の期間で、かつ高等学校卒業後に正選手（当該大会に選手登録された者）として出場したものに限る。また、指導者としての実績は、過去5年程度の期間に当該競技指導における監督・コーチとして出場したものに限る。 ① 国際規模の競技会等に日本代表選手として出場した競技者又はその指導者（「国際規模の競技会」とは、オリンピック・パラリンピック競技大会、ユニバーシアード競技大会、アジア競技大会及び原則としてオリンピック実施競技を総括する国際競技連盟が主催する世界選手権大会等） ② 全国規模の競技会等において4位以上の成績を収めた競技者又はその指導者（「全国規模の競技会」とは、国民スポーツ大会および（公財）日本スポーツ協会又は（公財）日本オリンピック委員会の加盟団体が主催または後援する全日本選手権大会等。ただし、出場者の職種等を限定するもの（教職員大会等）や地方大会、親善大会等を除く）	体操競技
中学校教諭	E	中学校教諭普通免許状（保健体育）の所有者	
高等学校教諭	H	高等学校教諭普通免許状（保健体育）の所有者	
特別支援学校教諭（中学・高等部）	P	盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学校教諭普通免許状の所有者で、中学校教諭普通免許状（保健体育）と高等学校教諭普通免許状（保健体育）両方の所有者	

※ 「3 要件」内の「普通免許状」とは、教育職員免許法に規定する教員免許状（令和7年4月1日時点で有効な免許状）に限ります。また、令和7年3月31日までに教員免許状取得見込の者も所有者とみなします。

※ 募集区分Uの「オ」に該当する者への第1次試験前の口頭試験については、令和6年6月3日（月）までに日程等の詳細を連絡します。

4 一般枠の併願制度【一般枠受験者に適用】

一般枠出願者のうち以下の校種・教科を第1志望とする者は、第2志望の校種・教科の教員免許状を有する場合、ア～カのいずれかの併願を可能とします。なお、併願志望者は第1志望の試験に加え、第2志望の試験（専門教養試験・個人面接）の受験が必要です。また、第1志望、第2志望のそれぞれについて、同ページ記載「5 特例および選考にあたって考慮する事項(1) 第1次試験の免除及び加点の特例」が該当する場合、特例措置の対象となります。

	第1志望	第2志望〔併願先〕
ア	中学校教諭（全募集区分・教科）	小学校教諭（全募集区分）
イ	中学校教諭（技術、家庭受験者以外）	中学校教諭（技術、家庭）
ウ	高等学校教諭（全募集区分・教科）	小学校教諭（全募集区分）
エ	高等学校教諭（情報受験者以外）	高等学校教諭（情報）
オ	高等学校教諭（全募集区分・教科）	特別支援学校教諭（中学部、中学・高等部、高等部）
カ	特別支援学校教諭（中学部、中学・高等部、高等部）	特別支援学校教諭（小学部）

5 特例及び選考にあたって考慮する事項【一般枠受験者に適用】

(1) 第1次試験の免除及び加点の特例

特例区分	要件	対象校種等	特例内容	提出書類
①	全免除（県外国公立学校現職教員） 島根県外の国公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に正規採用（任期付採用を除く。以下同じ。）の教員として、令和7年3月31日時点で1年（12月）以上（休職、育児休業等の期間を除く）の勤務経験があり、採用時から引き続き令和6年度も島根県外の国公立学校で正規採用の教員として勤務する者	小学校教諭、 中学校教諭、 特別支援学校教諭	専門教養・ 教職教養・ 論述試験を 全て免除	【国公立の場合】 在職証明書 （様式1） 【私立の場合】 在職申告書 （様式2）
②	全免除（前年度第2次試験A評価者等） 前年度試験と同一校種・職種（特別支援教育担当を含む）、教科（科目等）に出願する者のうち、次の①又は②の要件を満たす者 ① 前年度第2次試験選考結果のうち、「個人面接試験」の段階がAで、「令和7年度教員採用試験における第1次試験の特例について」という通知が島根県教育委員会から送付されている者 ② 令和6年度島根県公立学校教員採用候補者名簿に登録された後、採用を辞退した者 ※ 前年度一般選考試験において要件の教員免許状を「取得見込」で受験し、令和6年3月31日までに取得できなかった場合は、この特例は無効	全ての校種・職種	専門教養・ 教職教養・ 論述試験を 全て免除	—
③	全免除（前年度第2次試験「繰り上げ登録候補者」のうち名簿登録にならなかった者） 前年度試験と同一校種・職種（特別支援教育担当を含む）、教科（科目等）に出願する者のうち、前年度第2次試験選考結果において「繰り上げ登録候補者」であったが、名簿登録にならなかった者 ※ 前年度一般選考試験において要件の教員免許状を「取得見込」で受験し、令和6年3月31日までに取得できなかった場合は、この特例は無効	全ての校種・職種	専門教養・ 教職教養・ 論述試験を 全て免除	—
④	一部免除及び加点（現職常勤講師等のうち前年度第2次試験受験対象者） 前年度試験と同一校種・職種（特別支援教育担当を含む）、教科（科目等）に出願する者のうち、次の①及び②の要件を満たす者 ① 前年度第1次試験合格者又は第1次試験全免除者（特例区分②の該当者を除く） ② 令和6年5月1日現在、島根県内外の国公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は共同調理場に、常勤講師等（講師、養護助教諭、学校栄養職員、実習助手、寄宿舎指導員）として通算1年（12月）以上（休職、育児休業等の期間を除く）勤務している者 ※ 前年度一般選考試験において要件の教員免許状を「取得見込」で受験し、令和6年3月31日までに取得できなかった場合は、この特例は無効	全ての校種・職種	専門教養・教 職教養試験の 免除（論述試 験のみ実施） 及び加点 （5点）	在職証明書 （様式3）

特例区分			
要件	対象校種等	特例内容	提出書類
5 一部免除及び加点（石見地域・隠岐地域の現職常勤講師のうち、市町村教育委員会教育長から推薦された者）			
勤務地域限定の募集区分に出願する者で、次の①及び②の要件を満たす者 ① 令和6年5月1日現在、出願する地域の市町村立小学校、中学校に常勤講師として通算1年(12月)以上（休職、育児休業等の期間を除く）勤務している者 ② 出願時の勤務校が所在する市町村教育委員会教育長から推薦を受けた者	小学校教諭 (勤務地域限定) 中学校教諭 (勤務地域限定)	専門教養・教職教養試験の免除（論述試験のみ実施）及び加点（5点）	推薦書 (様式4)
6 一部免除及び加点（国公立学校正規教員経験者）			
過去に島根県内外の国公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の教諭（いずれも正規採用。ただし、任期付採用を除く）の職として、採用時から引き続き3年（36月）以上（休職、育児休業等の期間を除く）の勤務経験のある者	小学校教諭 中学校教諭 特別支援学校教諭	専門教養・教職教養試験の免除（論述試験のみ実施）及び加点（5点）	履歴証明書 (様式5)
7 加点（県外国私立学校現職教員）			
島根県外の国公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に正規採用（任期付採用を除く。以下同じ。）の教員として、令和7年3月31日時点で1年（12月）以上（休職、育児休業等の期間を除く）の勤務経験があり、採用時から引き続き令和6年度も島根県外の国公立学校で正規採用の教員として勤務する者	高等学校教諭 養護教諭 栄養教諭	加点（10点）	【国公立の場合】 在職証明書 (様式1) 【私立の場合】 在職申告書 (様式2)
8 加点（国公立学校正規教員経験者）			
過去に島根県内外の国公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の教諭・養護教諭・栄養教諭（いずれも正規採用。ただし、任期付採用を除く）の職として、採用時から引き続き3年（36月）以上（休職、育児休業等の期間を除く）の勤務経験のある者	高等学校教諭 養護教諭 栄養教諭	加点（5点）	履歴証明書 (様式5)
9 加点（現職常勤講師等）			
令和6年5月1日現在、島根県内外の国公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は共同調理場に、常勤講師等（講師、養護助教諭、学校栄養職員、実習助手、寄宿舎指導員）として通算1年（12月）以上（休職、育児休業等の期間を除く）勤務している者（特例区分4に該当する者は除く）	全ての校種・職種	加点（10点）	在職証明書 (様式3)
10 加点（現職非常勤講師等）			
令和6年5月1日現在、島根県内外の国公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は共同調理場に、非常勤講師等（講師、養護助教諭、学校栄養職員、実習助手、寄宿舎指導員）として通算1年（12月）以上（休職、育児休業等の期間を除く）勤務している者	全ての校種・職種	加点（3点）	在職証明書 (様式3)

(2) 選考にあたって考慮する事項（第1次試験への加点）

考慮する事項		校種・職種（教科）						加点 (注1)(注2)
		小学校教諭	中学校教諭	高等学校教諭	特別支援学校教諭	養護教諭	栄養教諭	
① 中学校教諭普通免許状の複数教科を所有していること	複数教科の1つに「美術」「音楽」「技術」「家庭」のいずれかの普通免許状所有者	—	○	—	—	—	—	10点
	上記以外の複数教科の普通免許状所有者	—	○	—	—	—	—	5点
② 複数の種別・領域又は教科の普通免許状を所有していること		—	—	—	○	—	—	5点
③ 盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学校教諭普通免許状を所有していること		○	○	○	—	—	—	5点
④ 「情報」の普通免許状を所有していること		—	—	○ (情報受験者以外)	—	—	—	5点
⑤ 高等学校教諭普通免許状(国語、地理歴史及び公民、数学、理科、英語、家庭)を所有していること		—	—	○ (情報受験者)	—	—	—	5点
⑥ ポルトガル語での日常会話等を理解し、口頭で表現できる程度の語学力を有していること(注3)		○	○	—	—	—	—	3点
⑦ 社会教育主事講習修了者又は社会教育主事養成課程修了者 ※ 令和7年3月31日現在で社会教育主事講習又は社会教育主事養成課程を修了していること(提出書類あり)		○	○	○	○	—	—	3点
⑧ 学校図書館司書教諭講習の修了者 ※ <u>令和7年3月31日現在で文部科学大臣が授与した修了証書を所有していること(単位修得のみは加点対象外)</u> (提出書類あり)		○	○	○	○	—	—	3点
⑨ 大学等の学長(学部長等を含む)から推薦を受けた者で、以下の要件を全て満たす者(提出書類あり) ・大学(大学院、教職大学院を含む)が成績優秀と認めた者で、令和7年3月31日までに卒業(修了)見込である者 ・ <u>島根県公立学校教員となることを第1志望とする者</u>		○	○	○	○	○	○	3点 ※いずれか
⑩ 教職大学院修了者又は令和7年3月31日までに修了見込である者で、 <u>島根県公立学校教員となることを第1志望とする者</u> (提出書類あり)		○	○	○	○	○	○	
⑪ 大学等卒業後から継続して3～10年間、民間企業等に現在勤務(正規、非正規を問わない)している者(提出書類あり)		○	○	○	○	○	○	3点

(注1) ①～⑩で複数該当する事項がある場合は、点数の高いものから2つまでを加点する。ただし、「(1) 第1次試験の免除及び加点の特例」及び「(3) 第84回国民スポーツ大会(愛称:島根かみあり国スポ)に向けた指導者等への特例」については別途加点するものとする。

(注2) 特例区分4、5、6の出願者(第1次試験の一部免除者)については、第1次試験における配点(30点)が全試験受験者の配点(150点)の1/5の割合であることを踏まえ、加点は「①中学校複数教科免許状所有者(美術・音楽・技術・家庭)」を2点、それ以外を1点とする。

(注3) 第1次試験前にポルトガル語での口頭試験を実施する。試験日程等の詳細は令和6年6月3日(月)までに連絡します。

(3) 第84回国民スポーツ大会（愛称：島根かみあり国スポ）に向けた指導者等への特例【一般枠受験者に適用】

要件	対象校種等	特例内容	提出書類
<p>次の①～③のいずれかの要件を満たす者。ただし、対象競技は島根かみあり国スポの正式競技とし、競技者としての実績は、過去5年程度の期間に正選手（当該大会に選手登録された者）として出場したものに限る。また、指導者としての実績は、過去5年程度の期間に当該競技指導における監督・コーチとして出場したものに限る。</p> <p>① 国際規模の競技会等に日本代表選手として出場した競技者又はその指導者（「国際規模の競技会」とは、オリンピック・パラリンピック競技大会、ユニバーシアード競技大会、アジア競技大会及び原則としてオリンピック実施競技を総括する国際競技連盟が主催する世界選手権大会等）</p> <p>② 全国規模の競技会等において<u>4位以上</u>の成績を収めた競技者又はその指導者（「全国規模の競技会」とは、国民スポーツ大会及び（公財）日本スポーツ協会又は（公財）日本オリンピック委員会の加盟団体が主催または後援する全日本選手権大会等。ただし、出場者の職種等を限定するもの（教職員大会等）や地方大会、親善大会等を除く。以下同じ。）</p> <p>③ 全国規模の競技会等において<u>5位～8位以上</u>の成績を収めた競技者又はその指導者</p>	すべての校種・職種	<p>第1次試験への加点</p> <p>①又は②の者（10点）</p> <p>③の者（5点）</p>	実績を証明する書類

※ 島根かみあり国スポの正式競技については、島根県ホームページ「国民スポーツ大会（実施競技）」に掲載しています。

【島根県 HP】 https://www.pref.shimane.lg.jp/life/bunka/sports/dai84kaikokusupo_dai29kaisyouspo/kokuspo/#seishikikyougi

※ 「(1) 第1次試験の免除及び加点の特例」にも該当する場合は、特例内容の上位のものを適用します。

6 出願手続き【一般枠・特別枠】

(1) 出願期間 **令和6年4月12日（金）9時00分～5月27日（月）17時00分**

(2) 出願方法 **島根県教員採用試験受験等申込みシステム（Web）による出願**

- ① 出願は原則、島根県教員採用試験受験等申込みシステム（以下、「システム」という）でのみ受け付けます。詳しくは18～19ページの「島根県教員採用試験受験等申込みシステムによる出願について」を確認してください。
- ② 特別な事情によりシステムによる出願ができない場合は、令和6年5月20日（月）までに島根県教育庁学校企画課（以下、学校企画課という）までお問い合わせください。

(3) 留意事項

- ① 車椅子や補聴器の使用など受験への配慮を希望された場合は、令和6年6月3日（月）までに学校企画課から電話連絡します。
- ② 募集区分Tの出願者は、障がいの程度に応じて、試験の一部を免除する場合があります。該当者には令和6年6月3日（月）までに学校企画課から連絡します。

(4) 提出書類

【一般枠】提出書類（該当する出願者のみ）

該当区分	提出書類等		
特例区分1又は7の出願者	【国公立学校】 在職証明書 (様式1)	1部	・令和6年5月1日現在、島根県外の国公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の教諭（いずれも正規採用。ただし、任期付採用を除く）として勤務していることを所定の様式により証明を受けること
	【私立学校】 在職申告書 (様式2)	1部	・令和6年5月1日現在、島根県外の私立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の教諭（いずれも正規採用。ただし、任期付採用を除く）として勤務していることを所定の様式により申告すること ※ 出願時は所属先による在職証明書を求めないが、名簿登載となった場合は、あらかじめ学校法人理事長による在職証明書を求める（10月末）
特例区分4、9又は10の出願者	在職証明書 (様式3)	1部	・令和6年5月1日現在、島根県内外の国公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は共同調理場の常勤又は非常勤の講師等（講師、養護助教諭、学校栄養職員、実習助手、寄宿舎指導員）として勤務していることを所定の様式により証明を受けること ただし、島根県内の公立学校に勤務している期間の証明は提出不要
特例区分5の出願者	推薦書 (様式4)	1部	・出願時の勤務校（石見地域・隠岐地域）が所在する市町村教育委員会教育長からの推薦書

該当区分		提出書類等		
特例区分⑥又は⑧の出願者	履歴証明書 (様式5)	1部	<ul style="list-style-type: none"> 過去に島根県内外の国公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の教諭・養護教諭・栄養教諭(いずれも正規採用。ただし、任期付採用を除く)として勤務していたことを所定の様式により証明を受けること ただし、島根県内の公立学校で正規教諭等として勤務していた期間の証明は提出不要 	
第84回国民スポーツ大会に向けた指導者等への特例の出願者	実績を証明する書類	1部	<ul style="list-style-type: none"> 賞状又は記録証の写し(コピー)や主催団体が発行する成績証明書、大会結果収録の写し(コピー)等 	
考慮事項⑦の出願者	社会教育主事講習修了証書又は社会教育主事養成課程の単位修得証明書等	1部	<ul style="list-style-type: none"> ●現に社会教育主事講習を修了している者 ・修了証書の写し(コピー) ●現に社会教育主事養成課程を修了している者 ・単位修得証明書 ●修了見込の者(令和7年3月31日現在で社会教育主事講習又は社会教育主事養成課程を修了していること) ・単位修得状況調査票(様式6)を記入し、既に修得している単位修得証明書を添付して提出すること 	
考慮事項⑧の出願者	学校図書館司書教諭講習の修了証書等	1部	<ul style="list-style-type: none"> ●現に学校図書館司書教諭の資格を有する者 ・文部科学大臣が授与した修了証書の写し(コピー) ●修了証書取得見込の者(令和7年3月31日現在で修了証書を所有していること) ・単位修得状況調査票(様式7)を記入し、既に修得している単位修得証明書(放送大学については成績通知書の写し(コピー))を添付して提出すること 	
考慮事項⑨の出願者	推薦書 (様式8)	1部	<ul style="list-style-type: none"> ・大学、大学院等の推薦書 	
	成績証明書	1部	<ul style="list-style-type: none"> ・大学等の様式によること ・大学院在学中の者は、大学院の成績証明書(大学等の様式による)を提出すること 	
考慮事項⑩の出願者	教職大学院修了証明書又は教職大学院修了見込証明書	1部	<ul style="list-style-type: none"> ・教職大学院の様式によること ※ 教職大学院修了見込みは令和7年3月31日までに修了見込みであること ※ 専門職学位「教職修士(専門職)」の授与者が対象 	
考慮事項⑪の出願者	民間企業等勤務歴申出書 (様式9)	1部	<ul style="list-style-type: none"> ・所定の様式に必要事項を記入すること 	
募集区分U及びV1・V2の出願者	イ	外国語指導助手(ALT)の勤務実績が確認できる書類の写し(コピー)	1部	<ul style="list-style-type: none"> ・外国語指導助手(ALT)の勤務経験を証明する書類の写し(コピー)
	ウ	海外大学での留学又は青年海外協力隊若しくは在外教育施設等での勤務実績が確認できる証明書等	1部	<ul style="list-style-type: none"> ・海外大学が発行した留学証明書等 ・青年海外協力隊事務局が発行した派遣証明書等 ・在外教育施設等での勤務経験を証明する書類の写し(コピー)
	エ	CEFR B2相当以上の英語力を証明できる書類	1部	<ul style="list-style-type: none"> ・主催団体が発行した公式証明書の写し(コピー) ※ 出願時の級・スコアのものであること

該当区分	提出書類等		
募集区分K、Lの出願者	社会的実務経験申出書(様式10)	1部	・所定の様式に必要事項を記入すること
募集区分Mの出願者	単位修得証明書等	1部	・大学が発行する学力に関する証明書、単位修得証明書等
募集区分Tの出願者	障害者手帳等の写し(コピー)	1部	・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、児童相談所、障害者職業センター、精神保健指定医による知的障がい者であることの判定書の写し(コピー)は、氏名、生年月日、等級及び障がい名が記載されたページとすること ※ 原本については、第2次試験受付時に提示を求める

【特別枠】提出書類(該当する出願者のみ)

該当区分	提出書類等		
島根創生特別枠の出願者	推薦書(様式11)	1部	・在籍する大学の学長からの推薦書
第84回国民スポーツ大会競技力向上枠の出願者	実績を証明する書類	1部	・賞状又は記録証の写し(コピー)や主催団体が発行する成績証明書、大会結果収録の写し(コピー)等

※ 様式1～11は、学校企画課ホームページよりダウンロードすること。

※ 提出書類は、**令和6年6月7日(金)17時00分【必着】**で学校企画課まで郵送すること。**期限までに書類が提出されない場合、特例・加点等は無効となります。**無効の場合は、システムに登録した者の個人専用ページ(以下、「マイページ」という)で通知します。

※ 在職証明書・履歴証明書の提出が期限までに難しい場合は、令和6年6月3日(月)17時00分までに学校企画課へ電話連絡をすること。

【書類の提出先】

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県教育庁学校企画課

- ・封筒の表に「教員採用試験提出書類在中」と朱書きすること。
- ・簡易書留郵便で郵送すること。

7 選考試験【一般枠・特別枠】

(1) 第1次試験

- ① 期日 **令和6年7月6日(土)**
- ② 会場 松江会場：島根県立産業交流会館（くにびきメッセ）（松江市学園南 1-2-1）
島根県教育センター・自治研修所（松江市内中原町 255-1）
大阪会場：JEC日本研修センター江坂（吹田市江坂町 1-13-41）
東京会場：都道府県会館（千代田区平河町 2-6-3）
福岡会場：TKP博多駅筑紫口ビジネスセンター（博多区博多駅中央街 4-8）
※ 各会場の案内図は 17 ページをご確認ください。
※ 日程、会場及び携行品の詳細については、受験票と併せて、マイページで通知します。
※ **会場等の都合により、希望の会場とならない場合があります。**

③ 試験内容等

[試験の科目、配点及び内容]

試験の科目	試験内容	配点	試験時間
専門教養試験	各職種・校種、各教科の教諭として必要な専門的知識や教養についての筆記試験	100点	60分
特別支援教育専門教養試験	特別支援学校教諭として必要な専門的知識や教養についての筆記試験	※	40分
教職教養試験	教員として必要な知識や教養についての筆記試験	20点	20分
論述試験	教員としての思考、識見を問う論述式による筆記試験（350～400字）	30点	40分

※ 小・中学校教諭「特別支援教育担当」及び特別支援学校教諭は、特別支援教育の専門教養試験と各校種・教科の専門教養試験を合わせて 100 点とする。

[受験科目一覧]

校種・職種、募集区分等	試験の科目				
	専門教養試験	特別支援教育専門教養試験	教職教養試験	論述試験	
小学校教諭	A、B1・B2、C、D1・D2、U、V1・V2	○	—	○	
	W	○	○	○	
中学校教諭	E、F1・F2、K	○	—	○	
	G	○	○	○	
高等学校教諭	H、J、L、M	○	—	○	
特別支援学校教諭	N、O、P、Q	○	○	○	
養護教諭	R	○	—	○	
栄養教諭	S、X	○	—	○	
全校種・全職種	T	(障がいのある方を対象とした選考) 願書に記載した募集区分（A～S、U～Xのいずれか）の内容を実施			
【特別枠】 島根創生特別枠		—	—	○	
【特別枠】 第84回国民スポーツ大会競技力向上枠		—	—	○	

※ 一部免除者は論述試験のみの実施となります。

※ 併願受験者は第1志望の校種・教科の専門教養試験に加え、第2志望の専門教養試験の受験が必要です。

④ 試験結果の通知 **令和6年7月24日(水)**

※ 第1次試験合格者の受験番号を、9時00分に学校企画課ホームページに掲載するとともに、マイページで通知します。

(2) 第2次試験

- ① 期日 **令和6年8月17日(土)～8月28日(水)のうち指定する日**
- ② 会場 松江会場：〔実技試験〕島根県立松江農林高等学校（松江市乃木福富町51）
〔個人面接〕島根県教育センター・自治研修所（松江市内中原町255-1）他
大阪会場（小学校専願のみ）：新大阪丸ビル新館（大阪市東淀川区東中島1丁目18-27）
東京会場（小学校専願のみ）：都道府県会館（千代田区平河町2-6-3）
※ 詳細は第1次試験選考結果に併せて、マイページで通知します。
※ **会場等の都合により、希望の会場とならない場合があります。**
- ③ 試験内容等（一般枠、特別枠共通）

対 象		試 験 内 容	
小学校教諭 中学校教諭 高等学校教諭 特別支援学校教諭	下記以外の 受験者	個人面接 (30分程度を2回実施) ※ 面接の中で「模擬授業」と「場面指導」を実施	
	音楽受験者	個人面接 (30分程度を2回実施) ※ 面接の中で「模擬授業」と「場面指導」を実施	音楽実技
	美術受験者	個人面接 (30分程度を2回実施) ※ 面接の中で「模擬授業」と「場面指導」を実施	美術実技
養護教諭		個人面接 (30分程度を2回実施) ※ 面接の中で「ロールプレイング」と「場面指導」を実施	
栄養教諭		個人面接 (30分程度を2回実施) ※ 面接の中で「場面指導」を実施	
障がいのある方を対象とした選考		願書に記載した募集区分（A～S、U～Xのいずれか）の内容を実施	

※ 「音楽」及び「美術」受験者について、個人面接と実技試験はそれぞれ別の日に実施する。

- ④ 提出書類
第2次試験受験者には、次の書類の提出を求めます。

提 出 書 類 等		
教員免許状の 証明書等	1部	<p>出願時に入力した全ての普通免許状について、次の書類を提出すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ●既に取得している免許状 ア又はイのいずれかの書類 <ul style="list-style-type: none"> ア 授与証明書（授与された都道府県教育委員会へ要申請）又は普通免許状の写し（コピー） イ 更新講習修了確認証明書の写し（コピー） ※ 島根県教育委員会において授与された普通免許状については、ア又はイの書類提出不要 ※ 免許状記載の氏名や本籍地に変更がある場合には、変更を証明する書類（戸籍抄本等）を添付すること <ul style="list-style-type: none"> ●これから取得見込の免許状 <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年3月卒業又は修了時取得見込の免許状は、大学が発行する免許状取得見込証明書 ・通信教育の科目等履修又は認定講習受講等により随時取得見込の免許状は、免許取得可能であることを証明する書類（学力に関する証明書、単位修得証明書等）

- ⑤ 試験結果の通知 **令和6年9月27日(金)**
- ※ 第2次試験合格者の受験番号を、9時00分に学校企画課ホームページに掲載するとともに、マイページで通知します。
- ※ 第2次試験合格者を、「令和7年度島根県公立学校教員採用候補者名簿」（以下「名簿」という。）に登載します。
- ※ 第2次試験不合格者のうち、若干名を繰り上げ登載候補者として通知します。名簿登載者の辞退により採用予定者数に満たない場合には、繰り上げ登載候補者を名簿に登載します。繰り上げ登載の可否については、令和6年10月31日（木）までに通知します。

(3) 第2次試験における追試験

- ① 期日 **令和6年9月8日(日)**
- ② 会場 島根県教育センター・自治研修所(松江市内中原町255-1)他
- ③ 対象 新型コロナウイルス感染や災害などやむを得ない事情により第2次試験を受験できなかった者
※ 詳細は第1次試験選考結果に併せて、マイページで通知します。
- ④ 試験内容等 第2次試験と同様
- ⑤ 提出書類 第2次試験と同様
- ⑥ 試験結果の通知 第2次試験と同様

8 教員採用候補者名簿登載等

- (1) 名簿登載期間は、登載された日から令和8年4月1日までとします。
- (2) **小・中学校教諭「特別支援教育担当」の採用者は、初任地は採用籍の校種に配置しますが、2校目以降に県立特別支援学校に異動(人事交流)し、4年程度勤務することを原則とします。**
- (3) 小学校教諭及び英語教諭の採用者は、専科指導以外(学級担任や他教科の授業)を担当することもあります。
- (4) 以下の場合、名簿登載後の申し出により、令和8年4月1日まで採用延期を認めます。
 - ① 現に大学院又は教職大学院(以下「大学院等」という。)に在学中の者で、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に、名簿登載された校種・職種、教科(科目等)の専修免許状取得見込の者【特別枠は対象外】
 - ② 高等学校(水産(漁業))の名簿登載者で、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に、海技免状(3級海技士)取得見込の者
 - ③ 妊娠・出産等により令和7年度の勤務が難しい者
- (5) 以下の場合、名簿登載後の申し出により、令和9年4月1日まで採用延期を認めます【特別枠は対象外】。
 - ① 大学院1年生で長期在学プログラム等を利用して、令和9年3月31日までの間に、名簿登載された校種・職種、教科(科目等)の専修免許状取得見込の者
 - ② 令和7年4月に大学院等へ進学し、令和9年3月31日までの間に、名簿登載された校種・職種、教科(科目等)の専修免許状取得見込の者
- (6) 社会人を対象とした選考(募集区分K、L)における中学校教諭(特別免許状)、高等学校教諭(特別免許状)の採用にあたっては、教育職員検定に合格し、特別免許状の授与を受ける必要があります。免許状取得に要する経費は自己負担とします。
- (7) 助教諭として採用する選考(募集区分M)における高等学校助教諭(臨時免許状)の採用にあたっては、教育職員検定に合格し、臨時免許状の授与を受ける必要があります。臨時免許状の有効期間(3年)内に「職業指導」等の単位を修得し、当該普通免許状を取得すれば、日本国籍を有する者にあつては教諭に、日本国籍を有しない者にあつては任用の期限を付さない常勤講師に任用することとします。免許状取得に要する経費は自己負担とします。
- (8) 選考結果の情報提供については、以下のように行います。
 - ・第1次試験を受験した者のうち、第2次選考の対象とならなかった者に対して第1次試験結果を情報提供します。
 - ・第2次試験を受験した者のうち、名簿に登載されなかった者に対して第1次試験結果及び第2次試験結果を情報提供します。
- (9) 名簿に登載された校種と異なる校種に配置され、当分の間勤務することがあります。
- (10) **選考にあたって考慮する事項に係る免許状等を取ることができなかった場合には、名簿の登載を取り消すことがあります。**
- (11) **出願資格を失った場合又は提出書類に虚偽の記載があった場合には、名簿の登載を取り消します。**
- (12) **名簿登載後、教員としてふさわしくない事実が判明した場合には、名簿の登載を取り消します。**

9 勤務条件等

- (1) 条件付採用期間
地方公務員法第22条及び教育公務員特例法第12条により、教諭については1年(12月)、養護教諭及び栄養教諭については6月の期間、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。
- (2) 勤務時間・休暇等
原則として、1日7時間45分(勤務校によって勤務開始時間および終了時間は異なります。)、休日は毎週土・日曜日、祝日、年末年始です。
- (3) 賃金
教諭・養護教諭・栄養教諭の初任給は、令和6年4月1日現在、大学卒22歳で月額232,572円(月額には、教職調整額、義務教育等教員特別手当を含みます。)その他、給料の調整額、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、期末・勤勉手当等の諸手当が、それぞれの支給要件に応じて支給されます。(学校卒業後の経歴を有する人については、その経歴に応じて給料月額を決定します。)

10 育休任期付教職員採用候補者名簿への登載

島根県公立学校教員採用候補者選考試験と併せて、育休任期付教職員の選考を実施し、選考に合格した希望者を「島根県育休任期付教職員採用候補者名簿」（以下「任期付採用候補者名簿」という。）に登載します。任期付採用候補者名簿登載期間は、令和8年4月1日までとします。育休任期付教職員は、育児休業する教職員の代替（講師等）として配置されます。ただし、任期付採用候補者名簿に登載されても採用されない場合や、臨時的任用教職員として任用される場合があります。

なお、任期付採用候補者名簿への登載希望の有無については、本試験の可否には関係しません。

※ 育休任期付教職員について

育休任期付教職員は育児休業する教職員の代替として勤務する職員で、正規教職員と同様の勤務に従事します。任期が定められていること、育児休業等を取得できないことを除き、勤務時間、週休日、休暇等及び服務については、正規教職員と同様の扱いとなります。

任期は、原則として教職員の育児休業期間等に応じて設定（3年未満）されます。なお、育児休業期間が短縮された場合等において、人事異動を行うことがあります。また、教職員の育児休業の状況によっては、任期付採用候補者名簿に登載されても採用されない場合や、育児休業前の産前・産後休暇取得時の代替等として、臨時的任用教職員の身分で任用される場合があります。

11 その他

- (1) **自然災害等によりやむを得ず試験日程等を変更する場合は、学校企画課ホームページ及びマイページでお知らせします。**
- (2) 出願後に、住所・氏名・連絡先電話番号等に変更が生じた場合は、速やかにマイページから届け出てください。
- (3) この試験において提出された書類は、一切返却しません。
- (4) **第1次試験及び第2次試験の結果通知後に、臨時的任用教職員の登録について、委託業者より電話がある場合があります。**

【問合せ先】 〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県教育庁学校企画課

電話 (0852)60-0766 又は 090-5700-7953 (平日8時30分から17時15分)

学校企画課ホームページ (<https://www.pref.shimane.lg.jp/gakkokikaku/>)



学校企画課HPはこちらから

<第1次試験会場 案内図>

(注) 近隣商業施設等への無断駐車はご迷惑となりますので、絶対におやめください。

■松江会場



鳥根県立産業交流会館（くにびきメッセ）

松江市学園南 1-2-1

- JR 山陰本線松江駅より徒歩約7分
- バス「くにびきメッセ前」下車徒歩約2分

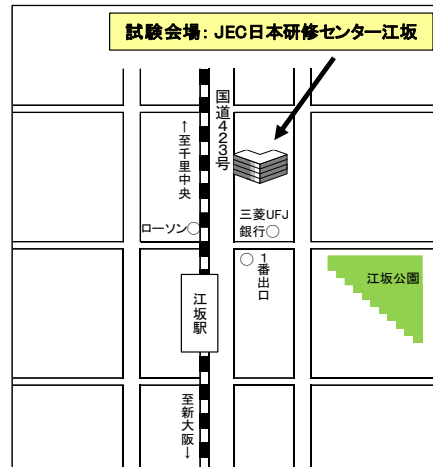
鳥根県教育センター・自治研修所

松江市内中原町 255-1

- 「国宝松江城 県庁前」バス停から徒歩約10分

※駐車場の台数には限りがありますので、できるだけ公共交通機関等を利用して来場してください。

■大阪会場



JEC日本研修センター江坂

吹田市江坂町 1-13-41 SP ビル江坂

- 地下鉄御堂筋線「江坂駅1番出口」より徒歩約1分

※大阪会場には駐車場、駐輪場がありません。

■東京会場



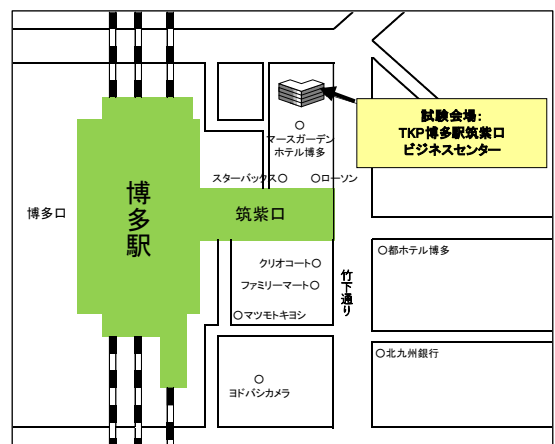
都道府県会館

千代田区平河町 2-6-3

- 地下鉄有楽町線・半蔵門線「永田町駅 5番出口」の案内に従い、エスカレーターにて地上にでて、赤坂見附方面の坂を下って徒歩約3分
- 地下鉄丸ノ内線・銀座線「赤坂見附駅 D出口」から地上に出て青山通りを上がり徒歩約5分

※土日祭日は1階正面玄関のみの出入りとなります。
※東京会場には駐車場、駐輪場がありません。

■福岡会場



TKP博多駅筑紫口ビジネスセンター

博多区博多駅中央街 4-8

- JR 鹿児島本線「博多駅 筑紫口」より 徒歩2分

※土曜日の19:00以降と日祝日は表玄関(竹下通り沿い)閉鎖の為、裏口(博多駅側)のみの出入りとなります。
※福岡会場には駐車場、駐輪場がありません。

島根県教員採用試験受験等申込みシステムによる出願について

第1 出願方法

出願は原則、島根県教員採用試験受験等申込みシステム(以下、「システム」という)でのみ受け付けます。インターネット環境がない、証明写真の登録ができないなど特別な事情により申込みができない場合は、令和6年5月20日(月)までに、島根県教育庁学校企画課(以下、学校企画課という)までお問い合わせください。

なお、システムでの申込みに加えて、書類の提出が必要な場合がありますので、実施要項10～12ページ(6出願手続き(4)提出書類)をよくご確認ください。

第2 システムによる出願受付期間

令和6年4月12日(金)9時00分 から 令和6年5月27日(月)17時00分 まで

システムによる出願は、エントリー(事前登録)と本申込み(受験資格登録)の2段階方式となっています。

※ 受付は、システムのサーバーの時刻を基準とし、この間に本申込みが到達したものに限りです。なお、メンテナンス等のためシステムが停止する場合があります。また、通信障害、機器障害等によるトラブルについても一切考慮しませんので、必ず余裕を持って早めに申込みをしてください。受付期間内に本申込みが完了しなかった場合、受験できません。

※ 4月12日(金)の受付開始まで、システムによる本申込みを行うことはできません。なお、エントリーは本申込み受付期間前から登録可能です。

※ 4月15日(月)17時00分までは、エントリー後のマイページに5月に実施する「特別選考試験」の本申込(受験資格登録)フォームが表示されますので、間違えないようにご注意ください。

※ 本申込みには証明写真のデータが必要です。

第3 注意事項

(1) インターネット環境

- ・インターネット環境にあるパソコンやスマートフォン等が必要です。
- ・OS : Windows10、Windows11、macOS ※いずれも日本語版のみ対応、最新版推奨
- ・ブラウザ : Edge、Chrome、Safari ※いずれも最新版推奨

(2) メールアドレス

- ・継続して利用できる個人のメールアドレスが必要です。
- ・システムの利用者が、常時閲覧可能なメールアドレスを設定してください。(スマートフォン、携帯電話のメールアドレス可)
- ・メールの受信制限を行っている場合は、「shimane_gakkokikaku@mail.axol.jp」からのURL付きメールを受信できる設定にしておいてください。
- ・メールソフトによっては、自動的に迷惑メールフォルダに振り分けられる場合がありますので、ご注意ください。
- ・登録した住所・電話番号・メールアドレスを変更する場合は、マイページにログイン後「登録情報修正」フォームから登録内容の変更を行ってください。

(3) 証明写真データ

- ・本申込み時に、令和6年4月以降に正面向、脱帽、無背景の上半身を撮影した写真データの登録が必要です。
- ・証明写真は、できるだけ証明写真自動撮影機、写真館等の専門店で撮影した写真データを登録してください。
- ・登録可能なファイル形式は、**jpg、jpeg、png**のみです。その他のファイル形式は登録できません。
- ・推奨サイズは縦690ピクセル、横536ピクセル、縦横比4.5×3.5の比率です。
- ・次の場合、証明写真の差し替えを求めます。
 - 写真のサイズが小さいもの
 - 写真の向きが違うもの
 - 背景が写っているもの
 - プリントアウトした写真をカメラ等で撮影したもの
 - 選考試験の願書等の写真としてふさわしくないと判断されたもの

第4 システムによる出願の流れ

(1) エントリー(事前登録) : システムにアクセスし、エントリーを行う

[受付期間前から登録可能]

・システムによる出願を行うためには、あらかじめ、エントリーを行う必要があります。以下のサイトにアクセスしてエントリーを行ってください。

[エントリーフォーム : https://job.axol.jp/hy/s/shimane_gakkokikaku_25/entry/]⇒



- ・本システムでは、機種依存文字は使用できません。
- ・登録時に取得する「ID番号」と「パスワード」は以後の手続きに必要ですので、必ず控えをとり、忘れないようにしてください。また、他人に知られないよう取扱いには注意してください。

(2) 本申込み（受験資格登録）： システムのマイページから本申込みを行う

[令和6年4月12日(金) 9時00分 から 令和6年5月27日(月) 17時00分 まで]

- ・エントリー時に登録したメールアドレスに送付されたメールに記載された URL、又は以下のサイトにアクセスしてください。
[マイページログイン : https://job.axol.jp/hy/s/shimane_gakkokikaku_25/mypage/]⇒
- ・エントリー時に取得した「ID 番号」と「パスワード」を入力し、マイページにログインしてください。
- ・マイページのメニューにある「受験資格登録フォーム（一般選考試験）」にアクセスし、証明写真データ及び必要項目を登録してください。
- ・本申込みが完了すると、登録メールアドレス及びマイページのレターボックスに「出願(本申込み)完了のお知らせ」を自動送信します。このメール等が届かない場合、必ず受付期間中に学校企画課へお問い合わせください。



(3) 申込内容の確認： システムのマイページから申込内容の確認を行う

[本申込み直後から確認可能]

- ・マイページのメニューにある「申込内容」から、申込内容の照会を行ってください。
- ・申込内容に誤り等があった場合、マイページのメニュー「申込内容修正依頼」から、届け出てください。ただし、出願締め切り後の変更はできません。
- ・内容審査の結果、学校企画課から電話やメールで問い合わせをすることがあります。

(4) 受験票の出力： システムのマイページから、受験票をダウンロードする

[6月中旬から下旬]

- ・登録メールアドレスに「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。7月になってもメールが届かない場合は、学校企画課へお問い合わせください。
- ・マイページにログインし、メニュー「受験票出力」から、受験票をA4サイズの普通紙に印刷(モノクロ印刷可)してください。
- ・受験番号、育休任期付採用併願の有無、氏名、選考枠、募集区分、併願先(該当者のみ)、第1次試験会場、第2次試験会場(小学校専願のみ)及び自身の証明写真が印刷されていることを確認してください。
- ・プリンターがなく、コンビニエンスストアのプリントサービスも利用できない等、どうしても印刷ができない場合は、印刷した受験票(通常のコピー用紙に印刷したもの)を郵送します。郵送を希望する場合は、システムによる本申込み後、令和6年6月10日(月)までに、受験票送付依頼書(下記参照)に返信用封筒を添えて学校企画課あてに郵送(必着)してください。

<<受験票送付依頼書について>>

任意の用紙(A4サイズとすること)に次の内容を明記し、返信用封筒(角形2号:332mm×240mm)1枚(300円分の切手を貼り、あて先明記(郵便番号、住所、氏名))を同封して、学校企画課へ郵送すること。

(表題) 受験票送付依頼書

- ・ID番号
- ・氏名
- ・郵便番号、住所
- ・電話番号

※ 郵送する封筒の表には、「教員採用試験受験票送付依頼書在中」と朱書きすること。

※ 簡易書留郵便等の適切な方法で郵送すること。郵便事故等については一切考慮しない。

第5 島根県教員採用試験受験等申込みシステムに関する問い合わせ先

島根県教育庁学校企画課

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地

電話 0852-60-0766/090-5700-7953 (平日8時30分から17時15分)